

男女共同参画配慮度評価（チェックポイント5）における性の多様性への配慮について

1 国の動向

令和4年9月に、内閣府男女共同参画局が「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」（ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ取りまとめ）を公表。

【ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方のポイント】

（ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方についてから抜粋）

我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、EBPMを実施する観点からも、男女別のデータを確実に取得することが重要。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべきと考える。
性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要。

2 県の考え方

- 令和4年9月「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」（内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女間格差が依然として大きい現状であり、男女別のデータを確実に取得することが重要であることから、本県の男女共同参画配慮度評価は現行のままとする。
- なお、性の多様性の尊重の視点から、性別の把握の際には、必要な配慮を行う。

男女共同参画配慮度評価（チェックポイント5）	
1	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
2	事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか、または双方が参加したか
3	女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか
4	事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
5	事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか
※ 性の多様性の尊重の視点から、性別の把握の際には、必要な配慮を行う。 【（例）性別欄に、「その他」「答えたくない」等を設ける。】	